

令和 7 年 9 月 25 日

四 国 地 方 整 備 局

## 「CNP 認証(コンテナターミナル)」 認証書交付式の開催 ～高松港コンテナターミナルが**全国初**認証～

9 月 25 日、「高松港コンテナターミナル」が全国初となる「CNP 認証(コンテナターミナル)」のレベル 1 の認証を国土交通省港湾局より受けました。このため、10 月 6 日、申請者である香川県に対して四国地方整備局より認証書の交付を行いますのでお知らせします。

### ○ CNP 認証(コンテナターミナル)とは

- 国土交通省港湾局では、脱炭素化に配慮した港湾機能の高度化や水素・アンモニア等の受入環境の整備等を図るカーボンニュートラルポート(CNP)の形成を推進しています。
- CNP の形成を推進する取組の一つとして、コンテナターミナルにおける脱炭素化に向けた取組の実施状況をレベル 1～5 までの多段階で評価する認証制度「CNP 認証(コンテナターミナル)」を令和 7 年 3 月に新規創設し、令和 7 年 6 月 30 日より新規受付と開始しています。(CNP 認証の詳細は別添 1 参照)
- 今回、高松港コンテナターミナルを含む全国 5 港湾のコンテナターミナルより申請があり、いずれも同日付で認証を受けました。(高松港コンテナターミナルの概要は別添 2 を参照)
- 今回の認証状況については下記サイトを参照  
(国土交通省 HP ([https://www.mlit.go.jp/kowan/kowan\\_fr4\\_000088.html](https://www.mlit.go.jp/kowan/kowan_fr4_000088.html)))



CNP 認証ロゴマーク

### ○ 交付式概要

- 日 時 : 令和 7 年 10 月 6 日 (月) 13:30～13:45
- 会 場 : 国土交通省四国地方整備局 1306 会議室(高松サンポート合同庁舎北館 13F)
- 次 第 : (1) 開式  
(2) 認証書交付  
(3) 記念撮影  
(4) 認証者(香川県)からの挨拶  
(5) 閉式
- 出席予定者 : 国土交通省 四国地方整備局 次長 水口幸司  
(敬称略) 香川県 土木部長 生田幸治  
ターミナル運営事業者(予定)

※取材を希望される場合、別紙 3 を参照いただき令和 7 年 10 月 3 日(金) 17 時迄にご連絡下さい。

### 【お問い合わせ先】(◎は主な問い合わせ先)

|         |       |       |                  |
|---------|-------|-------|------------------|
| 四国地方整備局 | 港湾空港部 | TEL   | 087-811-8330(直通) |
| 港湾計画課   | 課 長   | 火口 誠  | (ひぐち まこと)        |
| //      | ◎課長補佐 | 泉保 佑介 | (せんぼ ゆうすけ)       |

- サプライチェーン全体の脱炭素化に取り組む荷主等のニーズに対応し、脱炭素化に配慮した港湾機能の高度化を図ることにより、荷主や船社から選ばれる競争力のある港湾を形成する。
- また、温室効果ガスの排出量が多い産業等が多く集積する港湾・臨海部において、水素・アンモニア等の受入環境の整備を図ることにより、産業の構造転換及び競争力の強化に貢献する。
- これらにより、我が国が目標とする2050年カーボンニュートラルの実現に貢献する。

## 「カーボンニュートラルポート(CNP)」の形成のイメージ



### 産業の構造転換及び競争力強化への貢献

産業のエネルギー転換に必要な水素やアンモニア等の供給に必要な環境整備を行うことで、港湾・臨海部の産業構造の転換及び競争力の強化に貢献

### 荷主や船社から選ばれる競争力のある港湾を形成

世界的なサプライチェーン全体の脱炭素化の要請に対応して、港湾施設の脱炭素化等への取組を進めることで、荷主や船社から選ばれる、競争力のある港湾を形成

## 制度概要

- 目的：カーボンニュートラルポート（CNP）の形成に向けたコンテナターミナルにおける脱炭素化の取組の透明化を図り客観的に評価することにより、当該取組を促進することを目的とする。
- 対象：本認証制度の認証等の対象は、国内の港湾のコンテナターミナルとする。
- 申請者：本認証制度の申請者は、港湾管理者が運営する公共ターミナルの場合は港湾管理者、民間事業者が運営する公共ターミナルの場合は借受者又はターミナルオペレーターとする。



CNP Certification

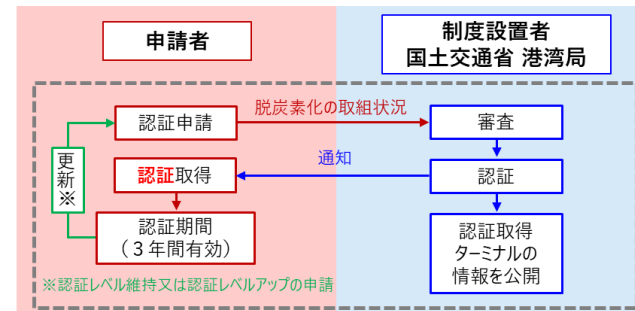
CNP認証ロゴマーク

## CNP認証（コンテナターミナル）で評価する脱炭素化の取組例



- ターミナルにおける脱炭素化の取組の実施状況に応じてレベル1からレベル5までの多段階の認証レベルで評価する。

## 申請・認証等の流れ



- 認証の有効期間は3年とする。
- 認証の更新又は認証レベルの変更を希望する場合、設置者に申請するものとする。認証レベルの変更は、認証の有効期間内でも申請することができる。
- 申請料は当面無料とする。
- 令和7年6月30日(月)から申請受付を開始する。

## CNP認証の目的

- 本認証制度はCNPの形成に向けたターミナルにおける脱炭素化の取組の透明化を図り客観的に評価することにより、当該取組を促進することを目的とするものである。

## CNP認証の意義

- ターミナルの脱炭素化の評価項目・指標が示されることにより、ターミナルの脱炭素化の道筋が具体的になり、取組を進めやすくなる。
- 港湾のターミナルにおける脱炭素化が進むことで、サプライチェーンにおいてターミナルを利用する荷主、船社、背後圏輸送を含めた物流事業者等の脱炭素化の取組に貢献することができる。
- 港湾のターミナルの脱炭素化の取組に係る客観的な評価結果を、荷主、船社等の港湾ユーザー若しくはターミナルの関係事業者の資金調達先又は社会全体に訴求することにより、荷主、船社等から選ばれる、競争力のある港湾の形成に寄与する。
- 本認証制度を評価軸とする港湾ターミナルの脱炭素化の海外への発信・普及拡大等により、世界レベルで港湾及び海運の脱炭素化を進める「グリーン海運回廊」について、我が国が主導した実現に寄与する。

## 認証取得のメリット

- 脱炭素化の取組の成果について、国土交通省港湾局による客観的な評価として示すことができる。
- 認証の取得は、脱炭素化による企業価値の向上に取り組む港湾ユーザー（荷主、船社、物流事業者等）や資金調達先（投資家、金融機関等）、社会全体に対するPRツールとして活用可能となる。
- ターミナルの評価を通じ、港湾全体でのCNP形成に向けた機運醸成が図られ、CNPに取り組む企業等や港湾自体のブランド力の向上等の相乗効果が期待できる。
- 認証制度の海外における認知度向上とともに、認証の取得が国際的な評価の獲得にも寄与する。



# 各評価項目の要件等

- 各レベルで必要とされる「要求事項」をすべて満たしている場合には、当該認証レベルでの認証が与えられる。
- 「推奨事項」を満たしている場合は、認証レベルに「+」が付与され、その内容が認証書に記載される。

○: 要求事項    +: 推奨事項

| 区分                            |                | 評価項目                   |                                                   |                           | 評価指標                                                                                              | 認証レベル |            |            |            |           |
|-------------------------------|----------------|------------------------|---------------------------------------------------|---------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------|-------|------------|------------|------------|-----------|
|                               |                | 大分類                    | 中分類(小分類)                                          |                           |                                                                                                   | レベル1  | レベル2       | レベル3       | レベル4       | レベル5      |
| (1)ターミナルにおける貨物の取扱等に関する脱炭素化の取組 | 共通             | コミットメント                | ・ターミナルの脱炭素化に向けた計画<br>・当該ターミナルにおける貨物取扱に伴うCO2排出量原単位 |                           | ・ターミナルの脱炭素化に向けた実効性のある計画の作成<br>・当該ターミナルにおける貨物取扱に伴うCO2排出量原単位の公表                                     | ○     | ○          | ○          | ○          | ○         |
|                               | 施設・設備          | 荷役機械                   | 船舶とヤード間のコンテナの積卸し                                  | ガントリークレーン                 | インバータ制御方式のガントリークレーンの導入                                                                            | －     | ○<br>10%以上 | ○<br>50%以上 | ○<br>80%以上 | ○<br>100% |
|                               |                |                        | ヤード内のコンテナの荷役・輸送                                   | ①トランスファークレーン              | 電動化、ハイブリッド化等の低・脱炭素化対応の機材の導入や自動化等の導入による省燃費化                                                        | －     | ○<br>10%以上 | ○<br>50%以上 | ○<br>80%以上 | ○<br>100% |
|                               |                |                        |                                                   | ②ストラドルキャリア                | 電動化、ハイブリッド化等の低・脱炭素化対応の機材の導入や自動化等の導入による省燃費化                                                        | －     | ○<br>10%以上 | ○<br>50%以上 | ○<br>80%以上 | ○<br>100% |
|                               |                |                        |                                                   | ③構内トラクター（AGVを含む）、その他の荷役機械 | 電動化又はハイブリッド化等の低・脱炭素化対応の機材の導入                                                                      | ＋     | ＋          | ＋          | ＋          | ＋         |
|                               |                | ヤード内施設                 | ヤード照明                                             |                           | LED照明等の導入                                                                                         | －     | ○<br>10%以上 | ○<br>50%以上 | ○<br>80%以上 | ○<br>100% |
|                               | リーファー施設、その他の施設 |                        | リーファー施設への反射熱低減舗装・屋根の設置等による省電力化・温度上昇抑制、管理棟の省エネ等    | ＋                         | ＋                                                                                                 | ＋     | ＋          | ＋          |            |           |
| (2)ターミナルを利用する船舶や車両の脱炭素化に資する取組 | 船舶             | 船舶の動力源（電力、低・脱炭素燃料等）の供給 | 停泊中船舶                                             |                           | 陸上電力供給設備の導入等によるCO2排出量削減等                                                                          | ＋     | ＋          | ＋          | ＋          | ＋         |
|                               |                |                        | 低・脱炭素燃料バンカリング                                     |                           | 当該ターミナルに停泊する船舶へのLNG等の低炭素燃料又は水素・アンモニア等の脱炭素燃料の供給体制の有無等                                              | ＋     | ＋          | ＋          | ＋          | ＋         |
|                               |                | 利用促進                   | 環境に配慮した船舶への入港インセンティブ                              |                           | 低・脱炭素燃料船等へのインセンティブ又は化石燃料船へのペナルティの導入                                                               | －     | －          | －          | ○          | ○         |
|                               | 車両             | 効率化                    | ゲート前の渋滞・ヤード内の滞留                                   |                           | ゲート予約システムや貨物の引取り・引渡しの効率化のためのシステムの導入、ゲートオープン時間の延長等の運用による渋滞解消等                                      | －     | －          | －          | ○          | ○         |
|                               |                | 利用促進                   | 大型商用EV・FCV等の導入インセンティブ                             |                           | 優先ゲート・レーンの設置等のインセンティブ又は化石燃料を動力源とする車両へのペナルティの導入                                                    | ＋     | ＋          | ＋          | ＋          | ＋         |
| (3)その他                        |                | 上記(1)及び(2)以外の低・脱炭素化の取組 |                                                   |                           | 低・脱炭素化された電力・燃料の導入、環境に配慮したタグボートの導入、尿素等の排出ガス低減技術の導入、沖待ち解消に資する取組、インランドボートの利用促進、ブルーカーボン、カーボンオフセット等の取組 | ＋     | ＋          | ＋          | ＋          | ＋         |

# 高松港コンテナターミナル

| 脱炭素化の取組主体 | 主な取組内容                 |
|-----------|------------------------|
| 香川県       | 高松港港湾脱炭素化推進計画の作成       |
|           | インバータ制御方式のガントリークレーンの導入 |



## [ターミナル概要]

高松港は、古くから本州や瀬戸内の島々を含めた地域の人々の交流や物流の拠点として、商港・観光港・工業港としての機能を併せ持つ総合港湾として、大きな発展を続けてきました。

高松港コンテナターミナルは、平成9年度に整備され、中国・韓国との国際定期航路を有しており、四国でも有数の国際コンテナ取扱量を誇ります。

インバータ制御方式のガントリークレーンにより荷役を行っており、令和10年度にはハイブリッド式のストラドルキャリアを導入する予定など、脱炭素化に取り組んでいます。

認証レベル  
Level 1

(認証日 令和7年9月25日)

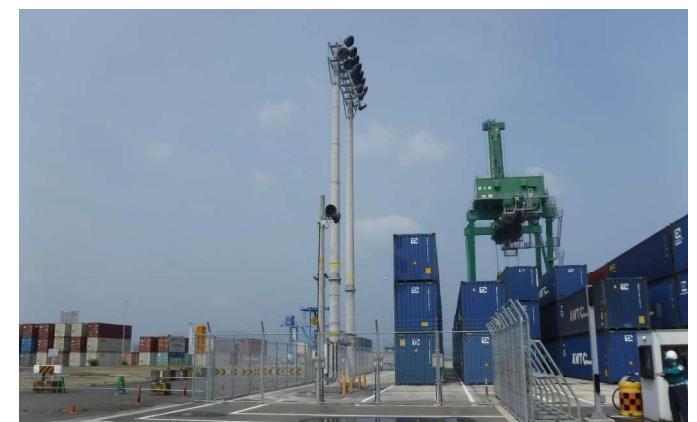
CO<sub>2</sub>排出量原単位  
12.5 kgs CO<sub>2</sub> / TEU



インバータ制御方式のガントリークレーン  
(平成25年度完成)



ハイブリッド式のストラドルキャリア  
(令和10年度導入予定、契約済み)



照明施設のLED化を順次推進

四国地方整備局  
港湾計画課 宛

E-mail: pa.skr-sksm-i88s3@mlit.go.jp

「CNP認証（コンテナターミナル）」認証書交付式 取材申込書

|                  |                                                                       |
|------------------|-----------------------------------------------------------------------|
| 貴社名              |                                                                       |
| 連絡先<br>(代表者の連絡先) | TEL:<br>※取材当日に連絡可能な携帯電話等の連絡先を記入してください。<br>取材当日に変更等が生じた場合に連絡させていただきます。 |
| 取材者氏名            | 1) (代表者)                                                              |
|                  | 2)                                                                    |
|                  | 3)                                                                    |
|                  | 4)                                                                    |
|                  | 5)                                                                    |

令和7年10月3日（金）17時までに  
メール送信をお願い致します。

【注意事項】

- 可能な限り少人数でお越しください。
- 会場は、高松市サンポート3番33号  
サンポート高松合同庁舎 北館13F 1306会議室となります。